新潟地裁前まで横断幕を持ち行

STOP再稼働 柏崎刈羽原発差止め訴訟ニュ

発行元

東電・柏崎刈羽原発差止 め市民の会

新潟市中央区白山浦1-238 - 6

TEL/FAX

され

ま 月

た。 日

多く

ポ

タ

1

0

しました。 原告やサ

去る 催

10

15

15

時

ょ

ŋ 0

潟

地

方裁判

0 2 5 - 3 8 3 - 6 3 3 5

め開 る中で裁判がスター

判を見ているだけで ま 準 す」とだけ述 頭 備 書 被 面 告 \mathcal{O} 通 東 ŋ ま 電 は は 陳 わ 沭

るで 故 カ 主張 準備 が りに 起きたことや被害が生じ 他 書面 < 大部 事 いま \mathcal{O} 0) ように 分に を です ず。 提出 0 が 1 語り つまり、 ており、 被 告 「争う」 は 告弁 7 その中 ることをま \mathcal{O} 護 数 寸 認 口 \mathcal{O} で、 日 \mathcal{O} \Diamond 訴 前 な 裁 状 事

訴

姿勢を明確

たの

彼ら

主

張

 \mathcal{O}

冒

頭

私たち

張とた

たか

う

経

を徹底的に崩さなければなりませ

なわ れました。 告3 名 による意見 陳 述 が

を務め て子や た経 段 代 緯、 階 ながら、 目 から 孫などの で することなく 3 射 あ \mathcal{O} 関 麻 名 能 ŋ なら 現 \mathcal{O} \mathcal{O} 心 田 をも 将 子どもを持 危 弘 原小 来 険 発 潤 性を感 世 谷 0 さ 責任 代に 7 放市ん 活 射 \mathcal{O} 心じるに 原 寺 動 能 を 0 父親と ま ŧ 発 L 問 院 原 てきた 間 題 告 0 で て行 至 僧 題 に \mathcal{O} な 早 侶 共 0

所にて、 様、 第 報道 口 関係者ら П 頭 弁 論 が 期 見 日 が 考えれ 見えて影響 でただちに が 放 射

3

ユ

=

テ

イ

を

破

壊

3

れ

仕

事

を

失

11

自

を絶 0 ま 谷 ある 響が 0 能 た人などが Ż な \mathcal{O} 被害は いも \mathcal{O} でも 目 1 と強 に見 ることなど な えなな 捾 摘 1 目 ŧ を

え、 資産 全たっ 訟に してもら 人目 から て 価 `技術者 県 「人命」 原告とし 値 クシ 東 \mathcal{O} \mathcal{O} 電 柏 水 たい」と訴えまし 口 崎 7 姿勢を を重視 になろうとも、 7 ĮΙΧ は 彰 場 参 対岸 羽 雄 加 経 原 が発の運 強 営者とし しました。 \mathcal{O} W って 仕· 火 は、 事 批 では 判 事 転 を重 生命 て務 野 30 止 な 県 を求め ねてきた 数 11 居 原発 年 住 لح 安わる 転の

反対 三人目の 運 動 石丸 に関 小四郎さんは、 事故が起 きた場合の 長 年 福島 甚 で え大被原



第2回口頭弁論の前に地裁前にて決起集会 箵 ワ のれ で た 7 さ き を 撮 口 写 ま を 真多影 訴 でポ 現 イパや < さ地し

 \mathcal{O}

弱進

なも

あ

た

 \mathcal{O}

のが敬

0 弁

か「安福

全」

事 が故

で

い前 かま

根原

薄推

拠 発

語獺

てきた、

弁護団からの主張

電源喪失の原因は津波でない」

で非の起

対 因

津 波

|波到達

0

前に地

震 告 原

能の東性影京

常用 主張

交流

電

源

失に至って

1

た可

主張にこれ

し、は

津 良

であるとする被

弁護

寸

伊

東

徳弁護士

福

島

発

あることを説得的に論じました。

指のて裁摘指数

目 \mathcal{O}

公判は終了しました。

実

態

法廷に 悲惨さをあら ず、 わら が を示 判 石 摘 元さんら は、所 · 発生 1 がは責 現実に る誰 ま してしま 判 ためて実感したと思 ŧ, 司 [福島] た。 法による原発差止 \bar{O} が \mathcal{O} 所 長年にわたる懸命 福 重 が真摯に受け 原発事故 島 さを再度認 ったこと、 裁 原発事故 判官 や被告側 が 被害 識その 止める重要 1 \mathcal{O} 、ます。 も含 べきだと 大きさ、 め ま 2 を 口

被さもた、

東電は態度を明確にせよ

点をどこまで争い 見られる。原告弁護 被告東京電力の 最後に、 明らかにしてほし 原告弁護団 認否に 認団 い」と強く 長和田光弘弁護士より、 $\overline{\mathcal{O}}$ 主張につい な は不明瞭な点が多 という 旨 どの

裁判が終了後、弁護士会館にて報告集会

第3回口頭弁論期日のご案内

日時:2013年2月4日(月)午後3時~、場所:新潟地方裁判所 (2号館101号法廷)

【入廷者募集要領】

(1) 応募方法:氏名(ふりがな)、住所、連絡先(電話、FAX、 メールアドレス)、原告/サポーターの別を明記し、件名に「入廷希 望」と明記の上、以下の応募先までご応募ください。

応募先:水内基成法律事務所(FAX 025-225-3148、 メール m-mizu@theia.ocn.ne.jp)

応募締切:2013年1月24日(木)午後5時(厳守)

(2) 入廷者の決定方法

応募者多数の場合は、原告・入廷経験の無い方を優先して抽選します。 ・入廷していただける方にのみ、ご連絡します。抽選から漏れた方に はご連絡しませんので、ご了承ください。

【裁判所が実施する一般傍聴券配布の抽選について】

裁判の当日、裁判所が一般傍聴券の配布や抽選を実施する場合があり ますので、応募し落選された方も、そちらへの参加をご検討ください。

カンパ歓迎

市民の会のカンパを募っています。 ネットサイトの充実、グッズ作成な ど、市民の会を広げる活動に活かし ていきたいと思います。

☆郵便振替

口座番号

00520-3-53421

口座名称 東電•柏崎刈羽原発差止 め市民の会

*通信欄に「カンパ」と記入をお願 いします。